

わが川流域水循環基本計画

令和7年4月

県南広域振興局保健福祉環境部
花巻保健福祉環境センター

目 次

はじめに

第1章	計画の基本事項	
第1節	計画策定の目的	3
第2節	計画対象区域	3
第3節	計画期間	3
第4節	他の計画との調和	3
第2章	流域の状況	
第1節	概況	3
第2節	現状と課題	3
1	森林の状況	3
2	河川等の状況	4
3	生物多様性の保全の状況	5
4	河川等の水質の保全の状況	5
5	環境学習、協働・連携の状況	5
第3章	計画の目標	6
第4章	取組の方向	
第1節	主な取組	
1	森林に関する取組	6
2	河川等に関する取組	6
3	生物多様性の保全に関する取組	7
4	河川等の水質保全に関する取組	7
5	環境学習、協働・連携に関する取組	7
第2節	主な指標	7
第3節	推進体制、進捗管理等	8

はじめに

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌などの他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

しかし、都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきています。

本県の恵み豊かな自然も、私たちの日常生活や経済活動の中で変化し、森林の公益的機能の低下や水質の汚濁など、森・川・海を取り巻く環境問題が発生することが懸念されています。

このような状況を踏まえ、県では、すべての県民の参加、連携、協力により、自然と共生する地域社会を実現することを基本理念とし、平成 15 年 10 月に「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

北上市、西和賀町地域では、「和賀川流域のきれいな水循環を推進する協議会」において、平成 17 年 12 月に「わが川流域水循環基本計画」を策定（平成 27 年 10 月更新）し、住民の皆様、環境保全活動団体、事業者及び行政機関の連携し、自然と共生する地域づくりに取り組んできました。

今般、計画の目標年次を迎えるにあたって、北上市、西和賀町地域における自然環境の保全に関する施策のより効果的な推進を図るため、新しい基本計画を策定することとしました。

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の目的

本計画は「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年岩手県条例第64号）」第7条の規定に基づき、県民、環境保全活動団体、事業者の皆様及び行政機関が連携・協力し、水と緑を守り育てる取組を行うことにより、ふるさとの豊かな森、川、海を次の世代に引き継ぐことを目的とするものです。

第2節 計画対象区域

本計画は、北上市、西和賀町の和賀川流域を中心とした区域を対象とします。

第3節 対象期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）を目標年次とする10年間とします。

なお、計画の内容については、今後の取組の成果や新たな課題を踏まえて、必要に応じて見直すものとします。

第4節 他の計画との調和

本計画は、いわて県民計画やその他の県計画との調和を保つものとします。

第2章 流域の状況

第1節 概況

1 対象区域の概況

本計画の対象区域は、本県の南西部に位置し、北上市、西和賀町の1市1町からなります。

北上市は総面積437.55 km²、東部には北上高地、西部には奥羽山脈が連なり、夏油温泉周辺は栗駒国定公園の一部となっているなど、緑豊かな自然に囲まれています。

観光地としても見どころが多く、桜の名所「展勝地」、「北上・みちのく芸能まつり」をはじめ、県内最大級のスキー場、キャンプ場などのアウトドア施設も充実しており、年間を通して全国各地から観光客が訪れます。

西和賀町は総面積590.74 km²、奥羽山脈の山岳地帯に広がる地域で、北には国の自然環境保全地域に指定されている和賀岳、南には栗駒国定公園内の一部となっている南本内岳がそびえ、錦秋湖周辺は湯田温泉峡県立自然公園に指定されるなど、豊かな自然に囲まれています。

第2節 現状と課題

1 森林の状況

(1) 現状

計画対象区域の森林面積は77,797haで、その73%が国有林、27%が民有林で絞められています。

市 町	森林面積(ha)	国有林(ha)	民有林(ha)	森林率(%)
北上市	24,784	17,898	6,886	56.6
西和賀町	53,013	39,077	13,936	89.7

(2) 課題

木材需要の増大に伴う伐採や、管理の行き届かない森林が増加傾向にあることから、森林の有する公益的機能の十分な発揮に向け、伐採跡地への植栽、「いわて森林づくり県民税」等を活用した計画的な間伐等、適切な森林環境の保全に取り組んでいく必要があります。

就業人口の減少・高齢化が懸念される中、地域との協働による農地、森林、漁場等の保全活動の取組を進めていく必要があります。

また、林地残材や間伐材等の未利用資源を木質バイオマスエネルギーとして利用するなど、森林資源の循環的な利用が求められています。

2 河川等の状況

(1) 現状

計画対象区域には、北上川水系の1級河川が16河川あり、その延長はおよそ157kmとなっています。

(157kmのうち、国(湯田ダム)管理17.7km。県(北上土木)管理139.5km)

和賀川は、ブナに代表される原生的自然が色濃く残る和賀岳及び高下岳に源を発し、沢内盆地をほぼ南流しながら、途中、左支川横川などを併せ、湯田地域で大きく東に流れを変え湯田ダム(錦秋湖)に至ります。さらに湯田ダムから東流しながら、北本内川、鈴鴨川、尻平川、夏油川を併せ、北上川に合流する流路延長約80km、流域面積約890km²を有し北上川の支川では、最大の集水面積をもつ一級河川です。

また、計画対象区域には、次のダムがあります。

名称	水系	河川名	有効貯水量 (単位：千m ³)
湯田ダム	北上川	和賀川	93,710
石羽根ダム	北上川	和賀川	1,580
入畑ダム	北上川	夏油川	13,900

(2) 課題

計画対象区域では、古くから度重なる洪水被害に見舞われており、ダムの整備や、河川の改修工事が行われてきました。このような治水対策により、流域の治水安全度は全体的に向上していますが、住民の生命と財産を災害から守っていくため、引き続き河川改修や河川内の立木伐採及び堆積土砂の除去等を実施する必要があります。

また、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、生態系の保全及び多様な河川景観に配慮した治水対策を行う必要があります。

農業用水は、農業の用途だけでなく、洪水防止、水源涵養、生態系の保全や防火・生活用水等の生活環境上多面的な機能がありますが、土地改良区組合員の減少・高齢化が懸念され、地域との協働による保全活動の取組を進めていく必要があります。

3 生物多様性の保全の状況

(1) 現状

計画対象区域では、栗駒国定公園や湯田温泉峡県立公園が指定されており、ゲンジボタルやユビソヤナギ等、多くの希少野生動植物が生息し、地域において継続した保全活動が行われています。

また、流域では、イワナ、ヤマメ等の稚魚の放流を実施し、健全な水環境の啓発を行っています。

公共事業の実施にあたっては、実施箇所の事前調査を行い、希少野生動植物等に配慮した取組を行っています。

(2) 課題

もともとその地域にいなかった外来生物が、人間の活動に伴い持ち込まれたり野外に放たれたり逃げ出したりすることにより、在来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼしています。特に計画対象区域では、特定外来生物として、オオクチバス、アレチウリ、オオハンゴンソウ等の侵入、生息が確認されており、既存の生態系を守るためにそれらを駆除する必要があります。

また、近年、ツキノワグマやニホンジカ等の野生鳥獣の行動範囲に変化が生じ、農作物被害や人身被害の増加が懸念、さらには高山植物への被害が懸念されています。

4 河川等の水質保全の状況

(1) 現状

公共用水域の水質については、国や県等が定期的に河川及び湖沼の水質調査を行っており、令和4年度の調査結果では、計画対象区域内の河川において BOD 値は全ての調査地点で環境基準を達成し、良好な水質を保っています。

(2) 課題

公共用水域の水質について、今後も良好な水質を維持していくためには、家庭等からの生活排水については、住民の理解を得て、公共下水道や浄化槽等への接続を進め、工場等からの排水については、水質汚濁防止法による排水規制を行い、水質の保全を進めていく必要があります。

また、日頃から流域住民へ身近な水環境を大切にする啓発活動を行うことが重要です。

5 環境学習、協働・連携の状況

(1) 現状

対象計画区域の小中学校では、河川への稚魚の放流や水生生物調査、森林での植樹活動や自然観察会等の環境教育に取り組み、子供たちは豊かな自然にふれ合うことによって、人と自然のつながりの大切さについて学んでいます。

地域の特性に応じて、住民、環境保全活動団体、行政等が連携して環境保全の活動に取り組んでいます。

(2) 課題

環境保全活動団体等の高齢化や担い手不足が懸念され、環境学習や地域活動の活性化のためには、研修会等を実施し地域のリーダーとなる方の育成を進めることが必要です。

また、流域間において、それぞれが実施している生物多様性の保全、環境保全活動、森林や河川の利活用に関する取組について共有し、連携、協働活動を行うことにより、地域活動の活性化を促進し豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことが重要です。

第3章 計画の目標

私たちは、協力して、ホタルが舞いカジカが遊ぶきれいな水を海に渡します。

- きれいな水をうむ森づくり
私たちは、安定した水供給のできる水源林を守り、手入れがいきとどいた森林をつくれます。
- きれいな水が流れる川づくり
私たちは、子供たちが安心して水辺で遊ぶことができ、生き物が育まれる緑豊かな水辺のある川づくりを目指します。
- きれいな水を守る環境づくり
私たちは、飲み水や農業用水としても安全な水を保つため、水を汚す原因を取り除く活動を行います。
- きれいな水を守る人づくり
私たちは、次の世代に清流を引き継ぐため、水の役割を学び、きれいな水を守る人や団体を育てます。
- 人と自然が共生できる地域づくり
私たちは、次の世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、連携し生物多様性の保全、持続可能な地域社会に向けて取り組みます。

第4章 取組の方向

第1節 主な取組

1 森林に関する取組

- ・ 森林経営計画等に基づき、再造林や間伐等計画的な森林整備に努めます。
- ・ 生物多様性の保全や水源のかん養といった公益的機能を持つ健全な森林が守られ、次世代に引き継がれるよう、住民や森林ボランティア等と協力し健全な森林づくりに努めます。
- ・ 木質バイオマスの熱利用等により、森林資源の循環的な利用に努めます。

2 河川等に関する取組

- ・ 河川の水質保全や流域の景観保全のため、住民と協力し、清掃活動や不法投棄パトロール

ールを実施し、健全な川づくりに努めます。

- ・ 河川改修や農業用の水路の整備では、自然環境との調和に配慮し進めます。
- ・ 流域の特性を生かした人と水とのふれあいの場をつくる川づくりに努めます。

3 生物多様性の保全に関する取組

- ・ 流域の生態系に配慮しながら、人と自然との共生する多自然川づくりに努めます。
- ・ 趣味で飼養している動植物を責任をもって管理することや、特定外来生物をはじめとした外来生物の定着を抑制するよう、啓発活動の充実を図ります。

4 河川等の水質保全に関する取組

- ・ 公共下水道や農業集落排水、浄化槽の整備を進めます。
- ・ 汚水処理未普及地域では、各家庭の台所、風呂、洗濯などに使った水（生活排水）で川を汚さない活動をさらに広げます。
- ・ 河川の水質調査や工場、事業所などの排水測定を行います。
- ・ 家畜排せつ物の管理を適正に行い、土づくり資源としての有効利用に努めます。
- ・ 減農薬栽培や減化学肥料栽培などの環境にやさしい農業への取組を進めます。

5 環境学習、協働・連携に関する取組

- ・ 流域で活動する各構成団体で連携し、地域の環境保全活動及び環境学習を支援します。
- ・ 子供たちが森、川、里などで自然にふれあい、自然や水の大切さを学ぶ活動を広げます。
- ・ 研修会等により環境活動を担う人材を育て、環境教育の充実を図ります。

第2節 主な指標

内 容	項目（単位）	現 状 （令和4年度）	目 標 値 （令和16年度）
森林に関する取組	再生林面積 （ha）	40	48 （令和8年度）※
河川、湖沼等に関する取組	清掃活動や不法投棄パトロール回数（回）	4	4
	河川、湖沼等での工事見学や学習会等の回数（回）	1	1
生物多様性の保全に関する取組	水と緑を守り育てる環境保全活動数（回）	57	57
水質の保全に関する取組	公共用水域での BOD 環境基準達成率（%）	100	100
環境学習に関する取組	水生生物調査参加団体数（団体）	5	5

※ 再生林面積については、中間年度を令和8年度とし、それ以降の取組内容、数値は改めて設定する。

第3節 取組の進行管理等

「和賀川流域のきれいな水循環を推進する協議会」を中心として、各活動主体における施策・事業を連携、協働して実施していきます。

また定期的に協議会を開催し、各施策の進捗状況や地域の新たな課題の状況を確認するとともに、今後の取組や連携のあり方等について検討します。

さらには、とりまとめた情報を共有することで、関係団体間の協働・連携を促進します。